

保 護 者 様

学校感染症で欠席された場合、この意見書を提出すれば出席停止扱いとなります。

※この意見書を忠岡町以外の医療機関で発行してもらう場合、諸費用が必要になる場合があります。

忠 岡 町 教 育 委 員 会

## 学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第19条にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、登校・登園が可能であると判断しました。

療 養 期 間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

登校・登園可能日

平成 年 月 日

学校（園）名

年 組 氏 名

第1種感染症  (病名： )

第2種感染症  インフルエンザ

麻しん〔はしか〕

風しん〔ふうしん〕

水 痘〔みずぼうそう〕

咽頭結膜熱〔プール熱〕

流行性耳下腺炎〔おたふくかぜ〕

百日咳

結核

髄膜炎菌性髄膜炎

第3種感染症  腸管出血性大腸菌感染症

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

コレラ

細菌性赤痢

腸チフス

パラチフス

その他の感染症 (病名： )

○ その他の感染症とは、必ずしも感染症法・学校保健安全法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。

平成 年 月 日

医療機関：

診察医師：

医療機関へのお願い

忠岡町立小中学校、幼稚園では、学校感染症等にかかった子どもが登校・登園するときは、この意見書を提出するよう指導しておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(なお、この意見書に係る諸費用については、町内医療機関に無料で協力をお願いしています。)